

## 商標審査基準改訂案に対するパブリックコメントの結果について

令和8年2月

### 1. 実施方法

- (1) 意見募集期間：令和7年12月22日（月）～令和8年1月26日（月）
- (2) 告知方法：特許庁ホームページ、電子政府の総合窓口（e-Gov）
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

### 2. 意見提出数

8件

#### 【内訳】

団体：1件  
個人：7件

### 3. 意見の概要

別紙のとおり

## 提出された御意見の概要(項目別)

「商標審査基準」改訂案に直接関係のない御意見は掲載しておりません。

整理番号	該当箇所	御意見の概要	提出者
全体			
1	-	コンセント制度における商品又は役務の出所が実質的に同一である場合や出願人と先行登録商標権者に支配関係等がある場合の判断や取り扱いの基準を明確化したものであり、改訂案に賛成する。 今後、新たな審査基準について、十分な説明・周知活動を行っていただくことを希望する。	1団体
2	-	概ね問題ないと思われます。	1個人
九、第4条第1項第10号			
3	-	なぜ削除するのですか	1個人
4	-	削除するべきではない。 出願に係る商標が登録を受けることについて、引用商標権者が了承している旨の証拠を提出することは取り扱う上で非常に重要なものであることから削除すべきではないと思われる。	1個人
5	-	削除についてはどちらかというと反対。 削除によるメリットは支配関係において支配下におかれる立場の人物、企業が商標を支配側に搾取される事案が無くなる。これはよい。 一方、デメリットとして無秩序な商標登録の可能性が考えられる。生成AIを利用して、自分とは無関係の人物、会社のロゴを作り変えて商標登録されることは、大いに予想できる。さらに言えば、コンセント制度を使い有名な商標を第三者が「競合しない分野」として登録する可能性も多くなるだろう。 例： 新体操の技の名前に「ピカチュウ」と名付けて商標にする 新しい料理の名前に「ポケモン」と名付けて商標にする、など。 デメリットの方が大きいと感じたため、反対とさせていただく。	1個人
十、第4条第1項第11号			
6	11.(4)	なぜ削除するのですか	1個人
7	11.(4)	削除するべきではない この項目の記述内容を削除することが判断に資するとは思われない。	1個人

整理番号	該当箇所	御意見の概要	提出者
8	11.(4)	<p>削除についてはどちらかというと反対。</p> <p>削除によるメリットは支配関係において支配下におかれる立場の人物、企業が商標を支配側に搾取される事案が無くなる。これはよい。</p> <p>一方、デメリットとして無秩序な商標登録の可能性が考えられる。生成AIを利用して、自分とは無関係の人物、会社のロゴを作り変えて商標登録されることは、大いに予想できる。さらに言えば、コンセント制度を使い有名な商標を第三者が「競合しない分野」として登録する可能性も多くなるだろう。</p> <p>例：</p> <p>新体操の技の名前に「ピカチュウ」と名付けて商標にする</p> <p>新しい料理の名前に「ポケモン」と名付けて商標にする、など。</p> <p>デメリットの方が大きいと感じたため、反対とさせていただく。</p>	1個人
9	13	なぜ削除するのですか	1個人
10	13	<p>削除するべきではない</p> <p>出願に係る商標が登録を受けることについて、引用商標権者が了承している旨の証拠を提出することは取り扱う上で非常に重要なものであることから削除すべきではないと思われる。</p>	1個人
11	13	<p>削除についてはどちらかというと反対。</p> <p>削除によるメリットは支配関係において支配下におかれる立場の人物、企業が商標を支配側に搾取される事案が無くなる。これはよい。</p> <p>一方、デメリットとして無秩序な商標登録の可能性が考えられる。生成AIを利用して、自分とは無関係の人物、会社のロゴを作り変えて商標登録されることは、大いに予想できる。さらに言えば、コンセント制度を使い有名な商標を第三者が「競合しない分野」として登録する可能性も多くなるだろう。</p> <p>例：</p> <p>新体操の技の名前に「ピカチュウ」と名付けて商標にする</p> <p>新しい料理の名前に「ポケモン」と名付けて商標にする、など。</p> <p>デメリットの方が大きいと感じたため、反対とさせていただく。</p>	1個人
その他			
12	-	<p>一般市民の一意見として、文書自体の専門性が高く感じられます。</p> <p>特に『本号』という表記は誤読を招く可能性が高く、実際にどの議題を指定しているのかがわかりづらく感じました。『本号』が具体的にどの条文・どの主体を指すのかを明記していただければ理解がしやすくなると考えます。</p> <p>また、現段階での理解での意見ですが、「類似性はどのように、誰によって、どの程度で判断されるか」を専門知識のない一般人にもわかりやすいように明らかに示していただければ、権利保護への信頼性が高まると考えます。</p>	1個人